

第10章
ガイドライン

日経技術規程(2023)

第10章 ガイドライン	205
ISSFドレスコード 国内規定 (ガイドライン)	207
役員の公式ユニフォームについて	208
役員のドレスコードについて追加事項.....	208
競技運営に関する国内規定ルール6. 7. 6 (ガイドライン)	209

日本競技規則(2023)

ISSFドレスコード 国内規定 (ガイドライン)
選手の服装に関するルールISSF 6. 7. 5

【経緯】

ISSFにおいては、2009年1月よりドレスコードを改正し、適用しているところであり、当協会においてはISSFドレスコードの主旨と、日本国内の競技環境等を勘案して、次の運用を行うこととした。

1. 対象となる競技会は、公認競技会の格付規程に定めるグレード1、グレード2の競技会とする。
2. 適用範囲は、射座、役員通路、表彰会場とする。
3. 競技中や表彰式で着用が禁止される衣服はブルージーンズ、またはスポーツに適さない色の似たようなズボン、カモフラージュ柄の衣服、ノースリーブのシャツ、短すぎる短パン、ほつれた切り口の短パン、全てのタイプのサンダル、つぎあてや穴のあいているズボン、スポーツに適さないまたは不適切なメッセージの書かれた短パンやズボンが含まれる。なお、チノパンツ、ブルー以外の色のジーンズについては当面の間は可とする。
4. 当協会の公認する競技会のジュリーや射場役員を含む技術役員に対しては、総務委員会が平成23年12月1日付けで定めた「役員の公式ユニフォームについて」が適用される。

競技運営に関する国内規定ルール 6. 7. 6 (ガイドライン)

競技会での銃砲所持許可証他の取扱についての国内規定の説明

国内規定 6.7.6 : 「競技会に参加する選手は、用具検査において、会員証、銃砲所持許可証、火薬類譲受許可証、選手手帳を持参しなければならない。以下省略。」に関するガイドラインを以下に定める。

1. 競技会開催時に実施される検査において必要とされる物は次のとおりとする。

① 銃砲所持許可証

銃砲所持許可証、年少射撃資格者の場合は年少射撃資格認定証と年少射撃監督者の銃砲所持許可証の両方、省庁銃については所属長の発行する携帯証明書

年少射撃監督者が自身の指導用空気銃、指導用空気けん銃を使用して競技会に参加することは認めない。

猟銃等製造事業の許可、猟銃等販売事業の許可による銃砲を使用しての競技会参加は認めない。

② 日ラ会員証

日ラ会員証を忘れた場合は、当該選手の所属する加盟団体の責任者による確認が取れた場合については、競技会参加を認める。

③ 選手手帳・実包の帳簿

選手手帳を忘れた場合は、注意したうえで、競技会参加を認める。ライフル銃を使用する者で選手手帳を、銃刀法第 10 条の 5 の 2 に定める実包の帳簿としている者は、消費実績を射場管理人等から受けること。また、選手手帳以外に火薬の帳簿を持つ者は、消費実績を射場管理人等から受けること。

④ 火薬類譲受許可証

火薬類譲受許可証を忘れた場合は、注意したうえで、競技会参加を認める。